

信州ふるさとの森林づくり条例案に対する御意見等（市町村・県民の皆様等からの文書による提出分）

項 目	意見・質問等の内容	県の考え方
1 前文について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前文の「森林を守り、育てる」という記述と「森林づくり」という記述とがあるが、使い分けの趣旨は何か。4段落目における「先人達」と「子や孫たち」の「達・たち」の使い分けの趣旨は何か。</li> <li>・唱歌ふるさとの歌い出し部分を引用されているが、こうした「うさぎ追い」などは、幼齢林で行われるものであり、豊かな森林が広がるイメージとは異なるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前文は条例制定の理念を強調して明らかにするために設けており、より分かりやすさを際立たせるため、語彙により表現を使い分けました。</li> <li>・「ふるさとの豊かな森林」をイメージさせるために引用したものであり、林齢等に拘らず、山と人々との関わりがあったことも含めて表現したものです。</li> </ul>
2 条例の名称について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「信州」には反対。「長野」でいいのではないか。</li> <li>・正式名称である従来の「長野県」でよい。</li> <li>・「長野県」から「信州」に変更されたが県民の納得できる名前を検討していただきたい。</li> <li>・「長野県」という実態ではなくイメージやブランド名としての「信州」が条例の名称としてふさわしいか疑問。</li> <li>・条例制定の趣旨は賛同、名称も適当と思われる。</li> <li>・「信州」という名称は、条例の範囲を定める名称としては不適切。「信州」は一般的に観光面などに多用されている名称で、県民のための条例には、県外者に対してのイメージを考慮する必要はない。「長野県信州ふるさとの森林づくり条例」であれば納得の範囲である。</li> <li>・適当である。</li> <li>・「長野県」の名称が必要と思われる。</li> <li>・「信州」は県外へのアピール用語としての活用が適当であり、県民に対する場合は「長野県」の活用を望む。</li> <li>・県民税は、長野県民の義務とし納付しているものであり、信州という名称は適切ではない。</li> <li>・長野県で良いと思う。</li> <li>・長野県の方が冬季オリンピック開催後間もないことから、全国的知名度は高いと思うので、名称変更はしないでいただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称や前文については、概念的・理念的な性格が強い部分であり、行政区域や自治体名を明記すべき法規的関わりが比較的強くない部分であるため、内外への訴求力という面を考慮し「信州」を用いたものです。NHKの県民意識調査でも、80%の県民が「長野県」「信濃」よりも「信州」に親しみを感ずると答えています。しかし、本件については修正の御意見が多く寄せられている部分ですので、「長野県」に修正することといたしました。</li> </ul>
3 第1条について<目的>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村は事業者の位置づけとなるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村は、事業者として位置付けてはおりません。市町村の責務に関しては、現行の地方自治法に抵触するため、規定することができないものであります。</li> </ul>
4 第2条について<定義>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林所有者から県が除外されていない理由は何か。「権限」を「権原」と表記する意味は何か。</li> <li>・「財産区有林」の所有者は、森林所有者に含まれるか否か教示願いたい。</li> <li>・県産材の定義を教示願いたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、森林所有者としての責務も負うため、除外しておりません。森林所有者としての国及び市町村の責務については、県の条例で規定できないため除外しております。「権原」は法律用語で、「ある行為を正当化する法律上の原因」という意味であり、「権限」とは意味が異なります。</li> <li>・財産区は森林所有者に含まれます。</li> <li>・県産材とは、本県の森林から生産された木材（原木・製品とも）のことを指し、外国産材や県外の原木を県内で加工したものは、県産材に位置付けておりません。</li> </ul>
5 第3条について<基本理念>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県は貴重な森林資源を有している、地球環境保全の上でも大きな役割を果たす、森林資源を大切に、育てるための県の施策は大切であり、理念としては理解できる。</li> <li>・文中で「長野県」を示す言葉が「信州」に変更されている一方、「県土」「県民」といった言葉が残っており統一性がない。条例の名称にこだわらず「長野県」の方が良いと思われるが、「信州」を使うのであれば「地域」「住民」などの言葉選びにも配慮が必要ではないか。</li> <li>・条例の目指す方向性を想定できる具体的な事業等を示していただき、認識の共有を図っていくことが重要である。</li> <li>・適当である。</li> <li>・表現等問題なく、基本方針も簡潔でよい。</li> <li>・第1条「目的」の文中、県の後に「市町村」を加えられないか。</li> <li>・市町村によっては閉鎖的で、県民主体にならない場合もあるのではないか。</li> <li>・社会的共通資本のとらえ方は不適切。私有財産制に反している。</li> <li>・森林所有者が「木を育てなければならない」という意識を持てるような条例を作ってほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内外に対する親しみやすさ、訴求力といった点で、敢えて「信州」を用いていましたが、修正の御意見が多く寄せられたことにより、条例の名称を「長野県」に修正することとしました。</li> <li>・認識の共有化を図るべく取組んでまいります。</li> <li>・市町村の責務に関しては、現行の地方自治法に抵触するため、規定することができないものであります。</li> <li>・市町村との緊密な連携や相互理解の中で、県民主体の森林づくりを進めてまいりたいと考えております。</li> <li>・本条例案では、森林を「社会全体の共通の財産」と位置付けていますが、これは、森林所有者の財産であるという法的権利を制限する意味ではなく、森林の多面的な機能が持続的な社会にとって欠くことのできないものであるという認識の下に、観念的な意味で用いております。</li> <li>・条例によって理念を共有していただく中で、そのような意識を持っていただけるよう努めてまいります。</li> </ul>

信州ふるさとの森林づくり条例案に対する御意見等（市町村・県民の皆様等からの文書による提出分）

項 目	意見・質問等の内容	県の考え方
5 第3条について<基本理念>	・「森林所有者等による自助努力により、森林が適正に整備保全され、森林の有する公益的機能が発揮できるよう、社会全体で支援協力ができるよう施策を講ずるものとする」にすべき。	・本条例案は、森林所有者の不在村化、世代交代等により森林の管理の空洞化が進行する中で、森林所有者等一部の人々だけで森林づくりを担うことは困難な状況にあることから、多くの皆さんの主体的な参加により森林づくりを進めようとするものです。
	・理解できるがほんとうに実のある中味で運営できるか、財源やその配分が不明確。	・経費配分等については、年度ごとの財政状況による予算措置となるため、現段階で明確に示すことはできませんが、県では森林整備を県政の主要課題として取り組んでおり、予算確保について精一杯努力してまいります。
	・所有者個人の権限を侵されると誤解されやすいので、森林所有者自らが、山林の荒廃に気付き手入れをする事を、県民全員の理念として是非条文にいていただきたい。	・本条例案は、森林所有者の不在村化、世代交代等により森林の管理の空洞化が進行する中で、森林所有者等一部の人々だけで森林づくりを担うことは困難な状況にあることから、多くの皆さんの主体的な参加により森林づくりを進めようとするものです。
6 第4条について<基本方針>	・適当である。	
	・基本方針は、それぞれ「努めること」にすればどうか。	・基本方針ですので、努力目標的な表現ではなく、強く打ち出したいと考えております。
	・（2）の「身近な資源」を「森林資源」としたらどうか。	・地域から産出され、循環利用が可能な信州の木材を意識したものです。
7 第5条について<県の責務>	・理解できるが、本当に実のある中味で運営できるか、財源やその配分が不明確。	・経費配分等については、年度ごとの財政状況による予算措置となるため、現段階で明確に示すことはできませんが、県では森林整備を県政の主要課題として取り組んでおります。
	・市町村の責務を明確にする中で共に事業を推進することが必要ではないか。	・市町村の責務に関しては、現行の地方自治法に抵触するため、規定することができないものであります。
8 第6条について<県民の責務>	・県の責務として「公益的機能を持つ森林の情報整備、公開」を盛り込むことが適当であると考え。森林計画情報を個人情報とは異なる情報管理体制のもとにおくことが適当であると考え。	・森林計画制度上の情報の整備については、個人情報保護制度との関係に十分配慮しつつ検討する課題として取り組んでまいります。
	・施策を示さず責務を強いるのは理解が得られない。	・条例はこれからの森林づくりの基軸となる理念、仕組みを示すものです。また、責務規定は、宣言的な規定であり、直接的に個別具体的な義務が発生するものではありません。
9 第7条について<森林所有者の責務>	・県の実施する施策に「なるべく協力しなければならない」とお願いしたい。	・県民に具体的な義務を課したのではなく、協力の姿勢を規定したものです。
	・森林所有者の自主的な森林づくりも認め、「施策に同意した場合は実施に協力する」程度の記述が適当ではないか。	・責務の表現については、本県の他の条例の記述と整合を図ったものです。本条例案において、森林整備などの「管理」や「事業」の実際の当事者となる森林所有者及び事業者については、他条例と同様「協力しなければならない」という表現を用い、県民については、「主体的に参加する」という「参加」の当事者であることにかんがみ「県の施策に協力するよう努めなければならない。」とし、森林所有者及び事業者とは表現を変えたものです。これらはいずれも、もともと宣言的な規定であり、直接的に個別具体的な義務が発生するものではありませんが、修正すべきとの御意見を多くいただいた点でもあり、「協力するよう努めなければならない」に修正することとしました。
	・施策を示さず責務を強いるのは理解が得られない。	
	・県の実施する施策に「なるべく協力しなければならない」とお願いしたい。	
	・第6条に比べ言葉が強すぎるのではないか。	
・第6条と同様の表現にすべきではないか。		
10 第8条について<事業者の責務>	・施策を示さず責務を強いるのは理解が得られない。	・環境への負荷を通じて、何らかの措置を講じなければならない程度に機能が低下している状態をいいます。
	・県の実施する施策に「なるべく協力しなければならない」とお願いしたい。	
	・支障とはどんなことか。	
11 第9条について<森林づくり指針>	・森林組合の位置づけがない。	・「森林づくりに関する事業を行う者」は、単に森林施業を実施する事業者のみではなく、森林づくりに関わる事業者すべてを含んでいます。したがって、森林をさまざまな形で利用することによって森林づくりに関わるような事業を行う者すべてが含まれております。
	・森林所有者との関係について、強制的にならない配慮が必要。3項にある「意見を反映できる必要な措置を講じる」は必ず実行して欲しい。	・作成段階における意見交換や各種提案の機会を設けるなど取り組んでまいりたいと考えております。
	・森林管理者の目標により森林づくりは大きく異なるため、指針は小班ごととすべきである。指針案を先に示されないと理解しづらい。	・指針は本県の目指すべき森林の姿や方向性を示すものです。
	・適当である。	
	・第3項については意見聴取の場が設けられると思うが、昨今の新聞紙上等を見ると知事の意向が強く反映された結果が見受けられ、一抹の不安や疑問を感じるが如何か。	・作成段階における意見交換や各種提案の機会を設けるなど取り組んでまいりたいと考えております。
	・以前の案よりも名称がわかりやすくなっており良い。	
	・第3項の意見を反映する者の中に「市町村」も加えられないか。	・第5条第2項に基づき、連携を図りながら作成します。
	・第9条第2項の（1）の基本的事項及び（2）の必要な事項は、具体的に何を考えているのか教示願いたい。	・施策の基本的事項とは、森林づくりに関する個別施策の基本的な方向を定めることを指しております。また、必要な事項とは、森林づくり指針の円滑な推進を図るため、進捗管理や一定期間後の見直しなどのフォローアップに関する事項を定めるもので、いわば留意事項的な内容を位置付けることとなります。
	・県は、やたらと口を出さず、森林所有者等の自由にしておくべき。私的自治の侵害になりかねない。	・森林所有者等の意思を尊重することは大前提であり、あくまでも、森林づくりのための指針としていただくものと考えています。
・「国が定めた基本計画に基づき、長野県として必要な措置として定める」とすべき。	・森林計画制度等との整合を図り、これを補完できるようなものとしたと考えております。	
・地域森林計画との整合性を図る必要があるのではないか。		

信州ふるさとの森林づくり条例案に対する御意見等（市町村・県民の皆様等からの文書による提出分）

項 目	意見・質問等の内容	県の考え方
12 第10条について ＜財政上の措置＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5条で県は森林づくりの施策を実施すると言いながら、財政措置は努力なのか。</li> <li>・必ず実行して欲しい。</li> <li>・間伐等に係る支援措置が後退する中でいかなる財政上の措置を講じるのか。補助金交付は不可欠であり、削減をするようでは条例化しても有名無実となるのではないか。</li> <li>・「必要な財政措置を講じなければならない」としていただきたい。</li> <li>・内容を実行するための組織、人員の確保について、「組織上の措置」の条文を設ける事が適当であるとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政上の措置は、当然のことですが、その年度の経済状況や財政状況により措置されることとなりますので「努めるものとする」としており、予算確保については、精一杯努力してまいります。</li> <li>・努力いたします。</li> <li>・間伐等に係る支援措置は国の動向にも大きく左右されますが、必要な支援措置が効率的・効果的に実施できるよう努力してまいります。</li> <li>・財政上の措置は、当然のことですが、その年度の経済状況や財政状況により措置されることとなりますので「努めるものとする」としており、予算確保については、精一杯努力してまいります。</li> <li>・条例の内容が滞りなく執行できるよう、運用してまいりたいと考えております。</li> </ul>
13 第11条について ＜森林の状況等の公表＞	特になし	
14 第12条について ＜県民の主体的な参加の促進＞	特になし	
15 第13条について ＜県外における理解と協力＞	特になし	
16 第14条について ＜森林の整備の推進及び保全の確保＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「必要な規制」とは何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の保全を図るために必要な最低限の規制を指しています。森林法に基づく林地開発許可制度などがこれにあたります。</li> </ul>
17 第15条について＜県産材利用の促進＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能な木材資源の積極的利用による循環型社会の形成を推進されたい。</li> <li>・県産材利用の促進策として、県産材を一定割合以上販売する製材所への支援を盛り込むことが適当だと考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脱温暖化・循環型社会の構築に向け、必要な支援措置等検討し取組んでまいります。</li> </ul>
18 第16条について ＜林業、木材産業等の持続的かつ健全な発展等＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能な木材資源の積極的利用による循環型社会の形成を推進されたい。</li> </ul>	
19 第17条について ＜森林空間の多面的利用の促進等＞	特になし	
20 第18条について ＜山村地域の活性化＞	特になし	
21 第19条について ＜森林整備保全重点地域の指定＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第19条第2項は同意とすべき。重点地域の指定について要綱等ではっきり示されたい。</li> <li>・重点地域の指定にあたっては、関係市町村の同意を必要とする旨を明記されたい。</li> <li>・第19条第2項中「その他特に必要があると認める場合」については、関係市町村長の同意を得て重点地域の指定をするようにされたい。</li> <li>・文中「特に必要があると認められる場合は」は、知事が指定することができることとなっている。地域からの要望により指定された地域は別として、県から指定された地域などは、結果的に市町村が事業主体となってしまうことも懸念され、条例の趣旨からもかけ離れてしまうのではないか。したがって、この際は、市町村の「意見を聴く」ではなく「同意を得て指定する」に戻すべきである。</li> <li>・「特に必要があると認める場合」とは何か、又どのような基準により指定するのか明確でない。知事独自に指定した地域の森林づくりは、市町村との連携ではなく、県が主体となって実施すべきである。</li> <li>・市町村長による申し出は、検討時に県から十分な資料等を提供できるようにしてほしい。</li> <li>・具体的にはどんな地域を考えているか。第19条第2項は同意とすべき。</li> <li>・関係市町村及び森林所有者の同意を得なければならないに変更を。</li> <li>・市町村の意見を十分聴取してほしい。</li> <li>・該当地域の市町村が指定反対をしている場合は、関係市町村の意向を最大限尊重すること。</li> <li>・19条の2について、知事はあらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならないとあるが、重点地域の指定を受ける町村長の意見は特に十分聴かなければならないと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2項の「関係市町村長の同意」については、当初の素案において、制度の実効性を確保するためには市町村長の同意が不可欠であるとの認識のもとに「同意」が必要としていたものですが、「第3回森林保全条例検討委員会」において、委員から「真に必要である地域であるにもかかわらず、市町村長の申出ないし同意がなければ指定ができないという法制度は、県の条例として内容不備ではないか。」との御意見があり、また、昨年の素案に対する市町村からの意見にも「県が主体的に重点地域を指定すべき」との御意見があったことから、本則で「その他特に必要と認める場合」という内容を設けるとともに、「市町村長の同意」を「市町村長の意見を聴いて」に変更したものです。類似する指定手続きを持つ水環境保全条例の「水道水源保全地区」の指定についても、例外的な措置の考え方から「市町村長の意見を聴いて」となっているところです。</li> <li>また、自然環境保全条例の「自然環境保全地域」、景観条例の「景観形成重点地域」、屋外広告物条例の「屋外広告物禁止地域」等の地域指定制度についても同様の扱いとなっているところです。</li> <li>しかしながら、御意見が多く寄せられている点でもあり、「市町村長の同意」へ修正することとしました。</li> </ul>

信州ふるさとの森林づくり条例案に対する御意見等（市町村・県民の皆様等からの文書による提出分）

項 目	意見・質問等の内容	県の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点地域はどの程度の団地的なまとまりを想定し、地域へ導入する有利な補助事業はどのようなものとなるのか。19条第2項について、同意から意見聴取になった理由は何か。森林所有者の同意等の手続きはどのようになるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定をしようとする目的に即して森林の機能が発揮できる一定のまとまりが必要と考えております。事業に関しては、有利な補助事業というよりも重点的に事業を導入してまいりたいと考えており、条例に基づき具体的に検討を進めてまいります。対象区域が広域になればなるほど、複数の自治体間の調整が必要になってくることから、基本的には市町村長の申出としながらも、現地の実情や市町村の意思の違いなど様々なケースに対応できるよう、例外的に規定することとしたものです。この場合であっても、森林所有者や関係市町村長の御意見を聴き、十分調整を図った上で指定することとし、公告するとともに、利害関係を有する者が意見書を提出することができることとしています。 なお、県民の皆さんや市町村の方々の御意見を踏まえ、関係市町村長の同意を得ることに修正いたしました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定については、市町村はもとより、地域住民の理解が前提であり、私権の制限については森林所有者等の承諾が必要であると思われるため、それぞれの権利を尊重し、事業の推進に努められたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれの権利を最大限に尊重し、事業を進めます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>当町では意見ありません。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>適当である。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に問題はないと考える。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>不在村地主等の理解を誰がどのように得るのか。反対する者の理解をどのように得るのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定の手続きとして、事前または指定の申出等の段階で、利害関係者である森林所有者の同意を得ることは重要であり、森林所有者や地域住民の皆さんの多くの御理解が得られるような手続きを踏むよう運用してまいりたいと考えております。市町村長からの地域指定の申出は、地域住民及び森林所有者の皆さんのご理解の上で行われることが望ましいと考えております。また、重点地域は、その指定目的から、点ではなく、ある程度の面的な広がりを持った地域とすることが必要であるため、反対される方には、御理解いただけるよう努力してまいります。</li> </ul>
<p>21 第19条について ＜森林整備保全重点地域の指定＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事が地区を指定することは除くべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象区域が広域になればなるほど、複数の自治体間の調整が必要になってくることから、基本的には市町村長の申出としながらも、現地の実情や市町村の意思の違いなど様々なケースに対応できるよう、例外的に規定したものです。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点地域の位置付け、及び指定の利点、不利点</li> <li>住民不同意でも指定は行うのか、範囲のブドウ房化</li> <li>指定に係る、関係市町村長の同意について</li> <li>重点地域に森林整備予算の偏り、一般森林整備予算の削減</li> <li>重点地域に係る県単及び新規事業の導入及び補助率、地元負担金について</li> <li>森林整備に対して素材生産を重点に置くのか、植栽維持に重点を置くのか。</li> <li>保安林と同等の整備の場合、森林環境の維持が主体のため、15条の内容に矛盾しないか。</li> <li>主伐（間伐）の制限があるのか。</li> <li>委員会の選任、運営、計画など事務及び経費の負担について</li> <li>0.1haの開発行為の届出と制約について</li> <li>経営委託を行う場合、委託の期間と解約時の森林の状態また費用について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点地域により、森林の有する県土の保全、水源のかん養等の機能が高度に発揮されることが最大の利点と考えます。</li> <li>住民不同意でも指定はできますが好ましくはありません。できるだけ同意を得ることが望ましいと考えております。範囲は尾根沢などの地形界で区分された流域の単位であることが望ましいと考えております。</li> <li>指定に当たり、関係市町村長の同意を得ることと修正します。</li> <li>重点地域に森林整備予算が偏り、一般森林整備予算を削減することのないよう配慮します。</li> <li>新たな事業は年度ごとの予算編成において検討いたします。</li> <li>県民の生命や暮らしを守るために指定されることが望ましいですが、何に重点を置くのかは地域の皆さんが相談される中で、方向性を明らかにしていただくことが望ましいと考えます。</li> <li>森林整備保全重点地域であっても木材生産活動を否定するものではありません。</li> <li>主伐（間伐）の制限は本制度上ありません。</li> <li>委員会の選任、運営、計画など事務及び経費については、地域の実情に応じ、地域の皆さんで相談し、御決定いただくことが望ましいと考えます。</li> <li>0.1haの開発行為の届出制度は、届出をした時点でその義務は終了します。なお、県は、森林の保全のため必要があると認めるときは、適正な配慮がなされるよう、必要な指導を行うこととしております。</li> <li>委託を行う当事者間の問題であると考えております。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「森林整備保全重点地域の指定は市町村長の要請に基づき、知事は支援措置を講ずることができる」とすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係市町村長と十分調整を図った上で指定してまいります。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林計画制度による機能区分ごとの森林を適正に整備できるよう施策的な支援を具体的に表示する必要があるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状においても既に実施しております。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域指定の最低規模が明示されていないが、規則等で定めるのか教示願いたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域指定の最低規模は特に定めておりませんが、流域単位に指定する方向で要綱の検討を進めております。制度の趣旨からして、あまりに細かい小流域は適当でないと考えております。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4項の公告の中に「森林整備保全計画」も含めるべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林整備保全計画は、地域指定の後、市町村や地域森林委員会とともに、森林所有者の意思も反映しながら作成することとしております。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>第19条第5項で意見が出た場合の処理方法は。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な御意見に対しては、個別に対応していく所存ですが、できる限りご理解をいただけるよう努めてまいります。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>第8項の解除の要件は何か、教示願いたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的には、特別の事由がない限り解除はないものと考えておりますが、地域の実状において客観的に「森林の保全が必要でなくなった」と解される場合、解除に当たると考えております。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>限りある公的資金を、重点地域に指定された一部の森林に限定して投入されることは、行政の公平普遍性から問題がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の森林に限定して投入するのではなく、より重点的に支援していくという趣旨です。</li> </ul>

信州ふるさとの森林づくり条例案に対する御意見等（市町村・県民の皆様等からの文書による提出分）

項 目	意見・質問等の内容	県の考え方
21 第19条について ＜森林整備保全重点地域の指定＞	・森林は下手に人が入らない方がよい。水源林は立ち入り禁止にすべきである。	・人の手によって植栽された人工林については、適正な森林となるよう整備すべきであると考えております。
	・地域の適正規模、シミュレーションした全県での面積、整備に係る費用の概算額並びにその経費の負担方法についての考え方を教示願いたい。	・適正規模については地域ごとに異なってきますが、地域森林委員会の運営や行政の支援等から考慮すると、数十市町村にまたがるような大流域は適当でないと考えます。また、やり易さだけを目的とした極端な小流域も、制度の趣旨からして適当ではないと考えます。全県で地域指定の対象となる面積については、現在指定条件の検討を進めているところであるため、現段階で明確に申し上げることができません。費用の概算額や経費の負担方法については、個々の実際の指定状況や、地域の皆さんが参加する中で作る計画に基づいて明らかになるものであると考えます。
	・ダム予定地の上流の整備のために重点地域を指定して予算を重点配分したい考えのようだが偏ってしまわないか。地域の範囲も明示なし。	・ダム予定地の上流域のみを指定するものではありません。県民の生命や生活を守る上で重要な森林であり、指定目的が発揮できるまとまりがあるかということが重要であると考えております。
	・委員会の構成員が、「地域住民」「関係を有する者」等とあいまいな表現となっているため、組織をするにあたり混乱が懸念される。また、委員会には県が参加し、意見集約等を行う旨を明記されたい。	・本条例案では、多様な主体の参加を促していることから、委員会のメンバーを限定するような規定にはしていません。ちなみに「関係を有する者」とは、森林組合、その他の林業関係団体や、森林づくりに関係する市民団体等が考えられます。なお、委員会は、あくまで地域の主体的な意思によって運営されるべきものと考えておりますが、その組織化については、混乱をきたさないよう、県は、関係市町村と連携して、助言、情報の提供その他の必要な措置を講じることとしております。また、その運営についても県は関わりを持ちながら支援していく体制を整えたいと考えております。
22 第20条について ＜地域森林委員会＞	・委員会の組織について「できる」規定に変更しているが、組織しなかった場合「森林整備保全計画」の策定はどのように行うのか。行政主導になってしまわないか。	・行政主導とならないよう最大限の配慮をします。また、組織化がなされ、自律的な活動が始まるまでは県は、関係市町村と連携して、助言、情報の提供その他の必要な措置を講じることとしております。
	・文中の「その他必要な支援措置」の具体的な内容は何か。財政支援も含まれる場合、前段にある「関係市町村と連携して」の内容により市町村での財政措置も想定しているのか。	「その他必要な支援措置」は、地域住民等が委員会の組織化を図るための検討をする機会や場所の提供、関係者間の調整などを指しています。
	・地域森林委員会が組織されなかった場合には、「森林整備保全計画」は、県が主体となって定めるべきである。	・地域森林委員会は、あくまでも自発的に組織し、自律的に活動していただくことを前提としており、県は、その組織化を推進するため、関係市町村と連携して、助言、情報の提供その他の必要な措置を講じることとしております。組織化がなされ、地域の皆さんによる主体的な森林づくりが進むことを期待しております。
	・義務的にならないようにしてほしい。県が委嘱していただいた方が市町村としては依頼しやすい。	
	・「森林づくりに関係を有する者」の明確な定義が必要と思われる。	・地域の森林の整備及び保全を推進する主体として、地域住民や森林所有者の他に、森林組合、その他林業関係団体や、その森林資源の恩恵を受ける受益者で構成する市民団体等を想定しております。
	・地域森林委員会委員の選任には公平の原理をもって当たらなければならないと思う。	・地域の主体的な意思に基づいて進められるよう想定しております。
	・適当である。	
	・地域森林委員会への市町村の関わり方が不明確である。	・組織化がなされ、自律的な活動が始まるまでは県と関係市町村と連携して、助言、情報の提供その他の必要な措置を講じることとしております。また、その運営についても、県・市町村ともに、関わりを持ちながら支援していくことが必要であると考えております。
	・委員会の構成のエリアはどの程度を想定しているか。事務局、運営主体、経費負担等、どこが主体となるか。従来の委員会とは違った形態か。	・地域森林委員会は、その地域の実情に応じてさまざまな形態が想定されます。しかしながら、森林整備保全計画を定めるに当たっての参加、協力や事業推進への協力、森林管理権移転等あっせん制度における必要な調整、開発行為に対する意見の提出などがあり、少なくともこうした仕組みに対応できる体制にさせていただくことが必要です。
	・委員会は、案のとおり自発的に組織し、県・市町村が支援する方向が良い。	
	・里山整備利用推進協議会との責務や位置付けの違いをどのように考えるか。 ・知事が委員を指名することは除くべきである。	・地域森林委員会は、地域住民等が重要な森林の整備及び保全を主体的に推進するための組織であります。里山整備利用推進協議会は、森林所有者や当該里山を整備・利用しようとする者で組織され、当該里山の「グランドデザイン」を描き、様々な活動を行う組織として位置づけております。なお、知事が委員を指名するといった規定にはなっておりません。
・委員の任命は誰が行うのか。	・地域森林委員会は、地域で自発的に組織するものであることから、任命の方法も各地域で議論していただいたうえで、お決めいただくこととなります。	
・自発的組織とする場合に、対立的な意見が出た場合の調整役は。	・委員会ごとのルールに則って行われるべきですが、県及び市町村が、個々のケースに応じて対処することとなります。	
・地域森林委員会は、私的自治の観点から不要である。	・個人の意思は尊重されるべきですが、その上で地域の意思を固めていくことも、社会の共通財産でもある森林を管理していくうえで重要であると考えております。	

信州ふるさとの森林づくり条例案に対する御意見等（市町村・県民の皆様等からの文書による提出分）

項 目	意見・質問等の内容	県の考え方
23 第21条について ＜森林整備保全計画＞	・「森林所有者等及び地域住民その他関係者で組織する。」とすべき。	・地域の主体的な意思に基づいて進められるよう想定しております。
	・従来、地域には林務委員、山林委員等の組織が集落単位で設けられており、これらの組織の活動支援又は復活組織化で対応できると思う。	・地域の主体的な意思に基づくことを前提としていますが、既存の組織等を活用又は再生するケースも考えられます。
	・委員は第三者ではなく地域住民の有識者主体とすべき。	・地域の主体的な意思に基づいて進められるよう想定しております。
	・地域森林委員会を市民自らが自発的に組織できることはよいが、一定期間経過後自発的な組織化の動きがない場合には、行政指導で組織化する旨条例に盛り込む必要があると考える。	・地域森林委員会は、あくまでも自発的に組織し、自律的に活動をしていくことを前提としており、県は、その組織化を推進するため、関係市町村と連携して、助言、情報の提供その他の必要な措置を講じることとしております。
	・森林所有者の施業を制限する事業を実施する場合は、所有者の同意を得る旨を明記されたい。	・森林所有者の施業を制限する事業は現在のところ想定しておりません。仮に導入するとしても、森林所有者の意向を尊重することは当然のことと考えております。
	・「森林整備保全計画」は「市町村森林整備計画」ではいけないのか。	・森林整備保全計画は、市町村単位で作成されるものではなく、指定流域限定で作成するものです。また、地域の実情を細やかに反映し、森林所有者及び地域の皆様方が、理念を共有できるものとしていくのが特徴です。市町村森林整備計画と森林所有者が樹立する森林施業計画との間に位置付けて、市町村森林整備計画の内容を地域限定でより分かりやすく示し、結果として森林施業計画を樹立しやすくしようというねらいもあることから、本制度は、森林法に定められた森林計画制度の実効性を確保する側面も有しているものであり、双方整合したものとすることが前提です。
	・第6項の「施業をすることを旨としなければならない」とはどういう意味か。	・森林整備保全計画は、市町村森林整備計画にも適合した計画ですので、重点地域に係る森林の所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする方に、森林整備保全計画に従って施業を行っていただくよう規定したものです。なお、その違反に対して罰則を科すというものではありません。
	・地域森林整備計画及び市町村森林整備計画に不適合の場合、変更が必要となるが、地域指定前に計画の変更を行わないと森林整備が停滞すると思われるが、各計画の変更をどのように行うのか。	・森林整備のための施業が既存の計画と全く整合しないというのは想定されにくいものと考えます。
	・森林法の森林計画制度との不整合性または重複について疑問が残る。	・森林計画制度との整合を図る旨規定しております。森林整備保全計画は、市町村森林整備計画と森林所有者が樹立する森林施業計画との間に位置付けて、市町村森林整備計画の内容を地域限定でよりわかりやすく示し、結果として森林施業計画を樹立しやすくしようというねらいもあることから、本制度は、森林法に定められた森林計画制度の実効性を確保する側面も有しているものです。
・森林法に定める森林計画制度との重複しており、整合を図るとあるが、もっと具体的な資金計画、労務計画、施業路網計画、木材利用計画等を定めた方が実効性が高まり整備が進むのではないか。	・森林整備保全計画は、市町村森林整備計画を指定地域限定で、地域の人たちにより分かりやすくするものです。森林所有者が森林施業計画を樹立するための、より分かりやすい目安になるものとしても考えております。なお、施業の実施計画は、森林法に基づく森林施業計画が適当であると考えております。	
・森林所有者が樹立する森林施業計画が、森林整備保全計画と不一致・対立した場合の取扱を教示願いたい。	・森林整備保全計画は、市町村森林整備計画との整合を図りますので、施業計画がこれと不一致・対立する場合は、施業計画に対する市町村長からの認定が受けられなくなります。	
・第4項の森林の現況調査の方法を教示願いたい。	・実効性のある計画を定めるためには、対象となる区域の森林の情報（資源状況、所有者情報等）を正確に把握する必要があることから、その把握に努める旨規定したものです。具体的な方法等に関しては、今後の本制度における事業推進の中で十分検討し、対応してまいりたいと考えております。	
24 第22条について ＜森林整備保全計画に基づく事業の実施＞	・従来の補助事業とどう変わるのか。また、重点地域以外は現行の補助枠が保てるのか。	・財政上の措置は、その年度の経済状況や財政状況により措置されることとなりますが、県政の重要課題である森林整備の推進のため最大限努めてまいります。
	・森林整備保全計画対象地以外についても、従来と同様な林業施策が必要である。補助事業の重点的導入により、対象地以外の所有者が本来国民として受けられるはずの権利が脅かされることのないように、県全体の森林整備をお願いしたい。	
25 第23条について ＜森林管理権移転等あっせん制度＞	・第3項の必要な調整の要請は、強要にならないか、県自自行わないのか。	・県があっせんを行います。地域の実情を把握している市町村及び地域森林委員会の意向を踏まえつつ、必要に応じて森林所有者やあっせんを受けた者との調整をできるようにしたものです。
	・「森林づくりに関し意欲及び能力のある者で知事の認定を受けたもの」は、県外者のケースもあると思われるが、トラブルを避けるため、隣接した山林の所有者の同意及び関係する市町村の意見を加味できないか。	・あっせんを受けるためには、森林整備の実績や一定の技術を有しているなど持続的に森林と関わることが条件となります。また、あっせんに当たっては、地元市町村や地域森林委員会との緊密な連携のもとに行います。



信州ふるさとの森林づくり条例案に対する御意見等（市町村・県民の皆様等からの文書による提出分）

項 目	意見・質問等の内容	県の考え方
26 第24条について ＜開発行為の届出＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、地方公共団体等が行う0.1ヘクタール以上の開発行為には届出は必要ないのではないか。</li> <li>・森林整備保全重点地域の開発行為の届出についての審査、調査は公益性の観点から当たらなければならないと思う。</li> <li>・森林法第10条の2第1項では、地方公共団体は行政組織を通じて指導の徹底を期することから、開発許可を要しないとされており、開発行為の届出についても同様に適用除外とされたい。</li> <li>・0.1ha以上の開発行為届出の意図が漠然としている。また罰則制度などの制度周知も含め、実行可能な内容か疑問である。</li> <li>・条例の基本理念を共有する行政機関の立場からみれば、森林整備のための道路や公共性の高い道路の新設・改良などの開発は適用除外にしておくべきではないか。</li> <li>・公益性の高い事業や地域森林計画による事業は、適用除外とされたい。</li> <li>・着手60日以内の解釈が難しい。緊急の場合の適用除外の明記を。開発には森林整備は該当しないので、地権者等が困惑しない内容でしっかり明記してほしい</li> <li>・罰則については、県民の理解が十分に浸透するよう一定の期間が必要である。</li> <li>・着手する日の60日前では事業が遅れないか。施工方法はどの程度の内容か。規則で定める事項の内容はなにか。</li> <li>・重点地域で行う市町村事業は特例除外行為としてほしい。</li> <li>・0.1ha以上の対象面積は、1.0ha以上としてほしい。</li> <li>・地方公共団体が行う開発については寛大な措置を講じていただきたい。</li> <li>・公共事業については、適用除外で良いと思う。</li> <li>・適当である。</li> <li>・国などを適用除外としたことも、特に問題はないと考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林法の林地開発許可制度で国や地方公共団体等が適用除外となっているのは、①国は林地開発許可制度の監督者であること、②都道府県は林地開発許可制度の執行者であること、③都道府県以外の地方公共団体については、行政組織を通じて十分に指導の徹底を期することができること、という理由からですが、昭和49年2月27日の衆議院農林水産委員会で、これら適用除外の場合でも制度の趣旨を徹底する旨、「一部改正法律案に対する付帯決議」に附されたことにより、基本通達で「連絡調整」（適用除外の場合でも定められた書類を提出）を行うこととされているところです。こうしたことから、国や地方公共団体についても何らかの措置が必要であることは明確であり、現に普通林において、連絡調整によって開発行為を把握している以上、本条例の森林整備保全重点地域において、森林の保全に万全を期す目的で届出制度を設けることは制度上問題ないものとして規定したものです。しかしながら、国や市町村等が行う場合は適用除外にすべきとの御意見は多く寄せられており、本件については修正することとしました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野生貴重動植物の保護対策をどのように考えるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野生貴重動植物の保護という面での重点地域も場合によってはあり得るものと考えますが、希少野生動植物保護条例による措置が適当であると考えます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発行為の届出制度は、他法令の開発行為規制との整合性が疑問である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林法における林地開発制度及び保安林制度等、他法令の開発行為との関係について十分検討し、整合性を取った上で規定しております。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採届を受理する市町村所管事務との区分はどうか。</li> <li>・届出制度は届出すれば足るものとし、市町村地域森林委員会に意見を求める必要はない。ただし、開発行為に係る指導は県が必要と認めるときは当然必要である。</li> <li>・0.1haの届出義務、市町村の判断にまかすべき。何でも県へ届出るのは規制強化だ。</li> <li>・森林法上での伐採届、伐採許可制度にあわせた方が理解しやすい。森林法の手続きを知らない人が多く、この状況で条例と森林法の期限を異なる形で制定しても、混乱を招く結果となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・矛盾が生じないように措置してまいります。</li> <li>・重点地域の指定の趣旨に基づき、重点的に森林の保全を図る観点から小規模開発を把握するためのものであり、0.1ha以上の開発行為の届出規定は必要と考えております。</li> </ul>
27 第25条について ＜開発行為に係る指導＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出したときの受理等の行為関係が明記されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則等によって明らかにします。</li> </ul>
28 第26条について ＜里山整備利用地域の認定＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共生林における絆の森整備事業と同一の内容であり、条例化が必要か。機能区分を共生林に変更する必要があるか。森林整備保全計画と同様の計画は必要ないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林計画上の機能区分とは直接的にリンクしておりませんが、地域の考え方によっては変更が必要となる場合もあり得るものと考えます。里山整備利用地域の場合は、地域である程度の計画を持たれた上で認定の申出をしていただくこととなりますので、認定申出の際に確認できるよう規則に定めてまいります。</li> </ul>
29 第27条について ＜里山利用協定＞	特になし	
30 第28条について ＜里山の整備及び利用に関する活動に対する支援＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援措置とは補助金のことか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金だけでなく、様々な支援行為を含みます。</li> </ul>
31 第29条について ＜補則＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「必要な事項」とは何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則等により定める運用のための事項です。</li> </ul>
32 第30条について ＜罰則＞	特になし	

信州ふるさとの森林づくり条例案に対する御意見等（市町村・県民の皆様等からの文書による提出分）

項 目	意見・質問等の内容	県の考え方
33 第31条について ＜両罰規定＞	特になし	
34 その他	・趣旨は理解できる。	・森林所有者の不在村化、世代交代等により森林の管理の空洞化が進行する中で、森林所有者等一部の人々だけで森林づくりを担うことは困難な状況にあることから、多くの皆さんの主体的な参加により森林づくりを進めようとするもので御理解願います。
	・条例制定の必要性があるのか。許認可等に係る権限は市町村に委譲すべき。	
	・本条例案と、現在検討中の森林整備・景観保全のための「県税の超過課税」とは関連があると思われるので、同時に提案すべきである。	・条例案は、森林所有者の不在村化、世代交代等により森林の管理の空洞化が進行する中で、森林所有者等一部の人々だけで森林づくりを担うことは困難な状況にあることから、多くの皆さんの主体的な参加により森林づくりを進めようとするものです。超過課税については、県の財政状況、税収見通し、長期的・中期的な施策の方向性を踏まえて、広く県民の皆さんの御理解が得られるよう検討することとされているもので、双方は直接リンクしておりません。税制の如何にかかわらず、必要な措置を講じることができるよう努力してまいります。
	・森林整備を進めるための超過課税の導入を検討していると聞いているが、本条例適用の明確なメリットを地域住民や市町村に示されることが必要と考える。	
	・個人の資産に県税で負担することに県民の理解が得られるのか。森林所有者は、個人負担できない現状にある。財源負担を明確にする必要があると考える。	
	・関係書類の簡素化、税源確保、市町村との連携強化及び県等での分収林造林制度の活用について考慮してほしい。	・関係書類の簡素化や手続きの迅速化等条例にかかわらず必要なことです。なお、分収林制度については、現在の情勢下においては新しい仕組みのもとでないと難しい問題であると考えます。
	・条例の基本的な趣旨については容認できるが、実際の実行段階において実行可能な内容であるか疑問も残る。この条例により実際に森林整備が進めば理想的ではあるが、現行の規制に加え、さらに多くの規制がかかってしまう地域については、森林所有者の理解が得られないことも危惧される。	・森林所有者の不在村化、世代交代等により森林の管理の空洞化が進行する中で、森林所有者等一部の人々だけで森林づくりを担うことは困難な状況にあることから、多くの皆さんの主体的な参加により森林づくりを進めようとするものです。森林所有者の皆さんの御理解が得られるよう努めてまいります。
	・「県が」と「知事が」とはどう使い分けているのか。昨年8月の公表案の方が包括的で理解が得られやすいのでは。県民の意見を聞き、又は、市町村と十分打合せを行い強制的にならないように進めてほしい。	・「県」という用語は、執行機関としての知事だけではなく、議会や警察なども含めた総体として用いております。「知事」は、県の施策の具体的な実施主体を示す場合に用いております。
	・関係書類の簡素化、税源確保、市町村との連携強化及び県等での分収林造林制度の活用について考慮してほしい。	・関係書類の簡素化や手続きの迅速化等条例にかかわらず必要なことです。なお、分収林制度については、現在の情勢下においては新しい仕組みのもとでないと難しい問題であると考えます。
	・近日中に担当者会議の機会を設けて頂きたい。	・制度の普及には万全を期してまいります。
・森林整備保全重点地域については、地域割当等の指導が無いようにしていただきたい。	・割当等は想定しておりません。主体的に地域の森林づくりをリードしていただきますようお願いいたします。	
・現在の森林整備制度を改正するものではなく継続し、新たな内容を追加する方向で制定してほしい。	・森林整備制度は、国の公共造林事業のあり方に大きく左右されますが、従来の仕組みを著しく損ねることの無いよう最大限配慮いたします。	
・条例案に反対ではないが、条例により事業を実施するに当たり多額の経費がかかると思われるが、具体的な予算措置、例えば「水源税」などのような裏付けと一緒に提案した方が理解されやすいのではないかと。県の公団、公社を縮小する現状の中で、条例に沿った事業を展開する場合、受け皿がないのではないかと。森林組合などで事業実施するにしても、資金力が伴わないのではないかと。	・条例案は、森林所有者の不在村化、世代交代等により森林の管理の空洞化が進行する中で、森林所有者等一部の人々だけで森林づくりを担うことは困難な状況にあることから、多くの皆さんの主体的な参加により森林づくりを進めようとするものです。超過課税については、県の財政状況、税収見通し、長期的・中期的な施策の方向性を踏まえて、広く県民の皆さんの御理解が得られるよう検討することとされているもので、双方は直接リンクしておりません。税制の如何にかかわらず、必要な措置を講じることができるよう努力してまいります。 ・地域における自律的な取り組みと行政の支援によって、課題解決に向け取り組んでまいりたいと考えております。	
・規則等で運用に関する細部を定めたときは、速やかな情報の提供が必要であるとする。	・制度の普及には万全を期してまいります。	
・第2条の「定義」について、(3)に「所有し、及び育成する」とあるが、「及び」は不適切であり、「かつ」が適当と思われる。また、第5条第1項の「策定し、及び実施する」も「策定し、これを実施する。」が適当ではないかと。	・県の法制執務のルールに則っており、森林法や他の条例とも整合した表現としていることから、適切なものと考えております。	
・国土保全の見地から、治山事業に関する文面も考慮されたい。	・第14条第2項において、森林の適正な保全を図るために必要な措置を講じることとしております。	
・国の森林・林業基本計画との整合性をどのように図るのか。	・本条例は、国の定めた法律を地域が主体的に補完するためのものと考えております。	
・林道、作業道の整備ができないため、森林所有者が森林整備に行くことができない現状がある。	・森林整備のためには路網の整備が必要ですが、整備が滞っている原因は、必ずしも林道・作業道のあるなしだけによっているものとは考えられません。県といたしましては、森林整備に直結するきめ細かい小規模な路網の開設に積極的に取り組んでまいります。	



信州ふるさとの森林づくり条例案に対する御意見等（市町村・県民の皆様等からの文書による提出分）

項 目	意見・質問等の内容	県の考え方
34 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第19条における重点な森林・保全を図る必要がある森林、また、第26条の地域住民が自発的に・・・の森林は、市町村においても整備計画に基づき優先的に整備していることから、さらに困難が予想される整備箇所を広く対処できる記述にしてはどうか。新しい条例に期待しているので、各市町村で実効性があり、効果があがるようならば良いと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な森林が主体的な地域の取組みの結果として良好な状態で継続されていくことが好ましいと考えております。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例案は県議会が慎重に審議していただきたい。議会は県民の意見集約の場と思っている。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実効性を確保するには森林法の森林計画制度との体系的な整理をした方が分かりやすいのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の普及には万全を期してまいります。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村と緊密な連携を取る中味は。ソフト面だけではなく、補助事業+αとなるか、木材利用はこの条例で生かせるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆる面において連携が重要であると考えております。木材利用も大きな課題であり、積極的に取り組みます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に山林所有者への配慮をもって条文を作成していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林所有者の不在村化、世代交代等により森林の管理の空洞化が進行する中で、森林所有者等一部のの方々だけで森林づくりを担うことは困難な状況にあることから、多くの皆さんの主体的な参加により森林づくりを進めようとするものです。森林所有者の皆さんにもそうした理念を御理解いただく中で、森林づくりを推進してまいりたいと考えております。なお、森林管理を適切に行っている森林所有者に対して配慮することは当然のことと考えております。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事録をはじめとして、あらゆる情報の公開が必要であり、このことを県の責務として条例に明記する必要があると考える。（情報公開期限は、条例有効期間内が適当）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な情報が適切に公開できるよう取組んでまいります。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林整備保全計画の策定に当たり、入念な現地調査が行える集中的な集合研修が必要ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林と関われる幅広い人材の養成について検討してまいります。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の中で、森林組合の役割及び森林組合を森林整備実施団体として位置付ける必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第16条に位置付けるよう修正することとしました。また、第23条の「あっせん制度」では、知事の認定なしで、そのあっせん先として認めています。地域森林委員会でも、その役割に期待するところです。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林業は、長期にわたる社会的・経済的活動であることから、長期的に予算措置が確保される必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今まで以上に、森林づくりに対する予算措置に努めてまいりたいと考えております。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期にわたる森林整備等の事業を、例え一部の事業であってもNPOやボランティア等に期待するのは疑問である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な主体の参加により森林づくりを進めていくことがこの条例の趣旨であることから、様々な方法を取り入れて進めてまいりたいと考えております。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会で継続審査になったことが誠に残念。議員は森林に関してもっと勉強してほしい。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一日も早く生物多様性の豊かな森林づくりができる体制を整えてほしい。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第16条に基づく林業等の発展に関しては、美辞麗句にとどまることなく、新たな入札制度の課題を認識し、森林整備事業への新規参入者に対する技術研修制度の充実等、現状を打開する施策を推進されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第16条の規定に基づき、積極的に施策を推進してまいりたいと考えております。</li> </ul>	